

六ヶ所村教育委員会委員候補者
公募要領

六ヶ所村

六ヶ所村教育委員会委員候補者公募要領

1 趣旨

近年大きく変化している教育行政の環境に対し、迅速かつ適切に対応するため、六ヶ所村の未来を担う子どもたちに資する教育を考える人材を公募し、教育委員会のさらなる活性化を図るものです。

2 教育委員の位置付け及び職務

教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や地方自治法に基づき、教育委員会に置かれる職で、村議会の同意を得て、村長が任命します。

六ヶ所村の教育委員会は、教育長及び4名の教育委員で組織されており、教育委員には具体的に次の職務を行っていただきます。

- (1) 定期的または臨時に開催される教育委員会などの会議への出席及び審議
- (2) 小中学校卒業式などの各種式典への出席
- (3) 教育委員会が主催する各種行事への参加
- (4) その他教育委員会が必要と認める行事及び会議

3 公募者数

教育委員会委員候補者1名

4 任期・待遇等

- (1) 任期 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に基づき、4年間（議会の同意を得た後、令和8年7月1日から4年間の予定）
- (2) 報酬 月額19,000円
- (3) 身分 特別職の地方公務員（非常勤）

5 応募資格（次のすべてを満たすこと。）

- (1) 令和8年7月1日現在、六ヶ所村に住所を有し、六ヶ所村長の被選挙権を有する者であること。
- (2) 破産者にあつては、復権を得ていること。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたことがないこと。

なお、就任後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第6条に定める兼職禁止規定や地方自治法第180条の5第6項の請負禁止規定の適用を受けます。

6 応募受付期間
令和8年5月1日（金）～5月15日（金）

7 応募方法等

(1) 応募に必要な書類

- ア 六ヶ所村教育委員会委員候補者応募申込書
- イ 小論文

(2) 応募方法

締切日までに『六ヶ所村電子申請・届出システム』から申し込みまたは下記まで持参もしくは郵送してください。

応募締切は、令和8年5月15日（金）です。

※郵送の場合は、令和8年5月15日までの消印のあるものに限りま

応募先

〒039-3212

六ヶ所村大字尾駸字野附 475 番地
六ヶ所村役場 本庁舎 2 階
総務課 総務・行政グループ
(教育委員会委員候補者公募担当)

↓電子申請は QR コードまたは URL から



https://apply.e-tu.mo.jp/vill-rokkas-ho-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=21982

(3) 注意事項

- ア 提出された応募申込書及び小論文については返却しません。
- イ 応募に要する通信費や交通費等については、すべて応募者の自己負担となります。
- ウ 六ヶ所村教育委員会委員候補者応募申込書（用紙）は、六ヶ所村ホームページからダウンロード可能です。
- エ 応募申込書の請求及び申込書類を役場へ持参する場合は、応募期間中（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までにおいでください。

8 小論文作成要領

次の小論文テーマについて、1,000字以上2,000字以内で論じてください。
400字詰め原稿用紙（A4サイズで横書き、片面印刷）。
小論文テーマ・氏名は1行目に明記してください。

・小論文テーマ 『六ヶ所村の未来を支える人と文化を育むための
教育行政への具体的提案』

9 選考方法

(1) 第1次選考

応募申込書及び小論文の書面審査により選考し、5月中旬に応募者全員に結果を通知します。(第1次選考合格者には、第2次選考の日程等をお知らせします。)

(2) 第2次選考(5月19日開催予定)

個別面接により選考し、5月下旬に結果を通知します。

10 その他

(1) 応募資格がないことが判明した場合は、教育委員会委員候補者としての資格を取り消します。また、提出書類の記載事項が正しくないこと等が判明した場合も、資格を取り消す場合があります。

(2) 応募に際して、六ヶ所村が収集した個人情報、教育委員会委員候補者の選考のための資料として用い、それ以外の目的には使用しません。また、個人情報保護法に基づき適正に管理します。ただし、教育委員会委員候補者として選考された者の氏名・住所・生年月日・経歴等は、教育委員就任の同意を得るための議案等に記載します。また、議会の同意が得られた後の教育委員の任命に際しても、六ヶ所村ホームページでの公表や報道機関等に情報提供します。

(3) 教育委員会委員候補者については、第2次選考結果通知後、令和8年6月村議会に提案を予定し、その就任について議会の同意を求めます。

(4) 教育委員会委員候補者の教育委員就任について村議会の同意を得た場合、村長より教育委員としての任命を受けることとなります。

(5) 村議会において教育委員就任の同意を得ることができなければ、教育委員としての任命を受けることができません。したがって、教育委員会委員候補者としての資格を喪失することとなります。

(6) 審査の結果により、応募者の中から教育委員会委員候補者を選考しない場合があります。

お問い合わせ先

六ヶ所村役場 総務課 総務・行政グループ

教育委員会委員候補者公募担当

電話 0175-72-8013 (直通)

E-mail rks99001@rokkasho.jp